

The Codification of "Ethnic Laws" in a Multiethnic Nation, Vietnam, and Customary Law Studies in French Indochina : The Case of Customary Law Studies of Ethnic Minorities in the Vietnamese Central Highlands

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樫永, 真佐夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00005875

多民族国家ベトナムにおける 「民族法」制定と仏領期の慣習法研究

—ベトナム中部高原少数民族の慣習法研究を例に—

櫻 永 真 佐 夫

目 次

1. はじめに
2. ドイモイの進展と法の整備：
「民族法」制定作業と中部高原少数民族の慣習法
3. フランスによる中部高原統治と慣習法の発見
4. まとめ：「民族法」制定に向けて

1. は じ め に

現在ベトナムは、社会主義体制のもとで破綻した経済の再建のために提唱されたドイモイ政策（1986年～）が軌道に乗り、急速な経済発展の段階に入っている。しかし、一方で、都市の失業問題は依然として深刻であり、都市と農村や山間部の貧富の格差の拡大といったドイモイの弊害も現れてきているという。山間部は少数民族が多く居住する地域である。山間部におけるドイモイの弊害についてももう少し詳しく述べると、たとえばインフラストラクチャーや交通網が未整備であるために、ドイモイ政策で導入された市場経済から山間部が孤立したり、学費・医療費の有料化によって教育・医療サービスが後退するといった問題がある。さらに山間部では、個人に土地使用権を譲渡したために起こった少数民族の先住意識に関わる土地争いや、林業場の個人への分配に伴う森林破壊のような問題も生じているのである [伊藤 1997：39-42]。

そこで、ベトナム政府は一国民国家全体としての統合の強化のために、1989年「政治局22号決議」を発表して、それまでの急速な社会主義化とキン（ベトナムの民族的マジョリティ集団であるいわゆるベトナム人）への同化主義的な少数民族政策を大幅に見直すことになった。こうして、経済開発や農業などの面において、少数民族の自治を重視し、少数民族の土地などに関する権利を守り、少数民族の独自の文化を「後進的」と見做す視点を廃して、伝統文化や価値観を尊重することが明記されたのである。

政府によるこうした文化の多元性の容認への方角の中で、ベトナム政府は全国一律に社会主

義法を適用することを見直し、少数民族独自の法としての民族法の制定作業を開始した。その際、ベトナム中部高原（ベトナム中南部に広がる、平均高度700～800メートルの内陸高原地域）において、仏領期（1914-1955）にフランス人の行政官や人類学者らによって編纂された少数民族の慣習法が再び注目されることになった。

しかし現在のベトナム人民族学者は、上記のようなフランス人が編纂した中部高原少数民族の慣習法を、民族文化や伝統として評価していても、これらが民族法の制定にそのまま役に立つ法的規範であるとはそれほど考えていない [NGÔ & CHU 1996 : 32]。そこで、この論文では、フランス人によって編纂され、研究された中部高原少数民族の慣習法というものがどのようなものであったかに焦点を当て、その理由を考えたい。

本論の構成は以下の通りである。まず次の2章で「民族法」制定作業開始の背景について述べる。3章では、中部高原の少数民族の慣習法がどのようにしてフランス人によって発見され、どのように統治制度に取り込まれていたか述べる。それから4章でまとめとする。

2. ドイモイの進展と法の整備：

「民族法」制定作業と中部高原少数民族の慣習法

2-1 ドイモイの進展と法の整備（1986年以降）

ベトナム共産党は1986年に開催された第6回党大会でドイモイ（刷新）路線を採択した。それに次ぐ1989年第6期第6回共産党中央委員会総会で市場経済化の実施を明確に提示して以来、ベトナム経済は安定化に向かい高度成長期を迎えた。1994年以降のGDPの年平均成長率が9%以上にも達していることが、その経済成長を数値の面からも裏付けている [古田 1996 : 30]。

このドイモイ（刷新）路線とは、スターリン・毛主義の大幅な修正による国際的な孤立状態からの脱却と、市場原理の導入による国家の経済の再建を目指す政府主導の改革政策である。その改革は、市場経済の導入、私的所有への門戸開放など、経済面のみならず、民主主義の拡大、行政機構の簡素化、共産党の独裁的指導体制の見直し、言論・信教の自由の保証、教育改革など、政治や社会のさまざまな面に及んでいる。ドイモイ政策の進展によるそうした諸改革に伴い、ベトナム政府にとって法の整備が緊急の課題となった。

その理由は、ドイモイ以前の1980年にベトナム社会主義共和国憲法が制定されて以来刑法が1985年に制定されていたとはいえ、全体としては法の整備が遅れてきたからである。ドイモイが始まり、1987年ようやく婚姻家族法が制定され、1988年に刑事訴訟法が制定された。しかし、ドイモイによって市場原理の導入を図ったにもかかわらず、民法や労働法の制定は立ち遅れ、1996年の民法制定で初めて、著作権の保護や技術導入に関する規定や抵当不動産に関する規定などによる市民の権利の法的保護が可能となった [鮎京 1995 : 110-112 ; SCHWARTZ

1995 : 22]。

2-2 「民族法」制定作業と慣習法への政府の関心

同じようにドイモイ採択以降の政策転換と法の整備の一環で制定作業が進められつつ制定が遅れている法としては、国内に居住する53の少数民族ごとの「民族法」もある。「民族法」も1995年内制定を目指しつつ、いまだに制定されていない。

「民族法」とは、少数民族の権利を保護するためにベトナムの国家法と矛盾しない限りで認められる少数民族独自の法のことである。この法律の制定が1980年代後半に立案されたのは次のような事情と結びついていた。

1つは先に述べたドイモイの弊害と関わることであるが、ベトナム政府はドイモイ政策による経済発展の中で、森林資源、鉱物資源、水資源などの経済開発による国家側の利益と、そこに居住している少数民族の権利をどのように調整するかという問題に直面しているからである [伊藤 1994 : 81-82]。次に、この「民族法」制定作業が、各国の先住民や少数民族の権利の保護に関する国際的な関心の高まりという、グローバルな現象に対応するからである。

2つめは、ドイモイ以前からも存在した問題であるが、1976年以降全国で統一的な国家法が施行されているにも関わらず、少数民族が数多く居住している地域では慣習(法)の拘束が強く、しばしば少数民族の住民が国家法と現地法によって二重に拘束される結果を生んでいるということがある。下に挙げたのは、その実例の一つである。

中部高原のある地域で、ある男が友人の男を誤って殺してしまった。その事件に対し、人民地方裁判所は加害者の男に懲役3年の実刑判決を言い渡した。それから3年経って男が出所すると、男は村の衆議でもう一度裁かれることになった。そしてこの衆議で、男は被害者の妻に象3頭を賠償するように命ぜられた。しかし男は象3頭を払えなかったので、結局被害者の妻の下男にされた [LÊ 1996 : 9]。

この例では、殺人に対する象3頭という慣習的な賠償、賠償不履行者に対する身柄拘束という慣習的な刑罰が、国家法の定める刑罰と共に共存していることが示されている。

少数民族の「民族法」の制定作業は、山間部の少数民族におけるこうした司法の実状を踏まえて始められた。これは、文化の多元的な価値を認め、地方自治を一定の枠内でベトナム政府が容認する方向を持つ政策の中に位置づけることができる。もちろん、ベトナムの国家的マジョリティであるキン(ベト)に対しても、少数民族に対してと同様に、伝統的な村落における「郷約」(村の祭礼と自治に関する規定を文書化したもの)の復活をベトナム政府は支持している。

しかし、キンの村落の場合、多くの「郷約」が文書化されて残っているのに対し、ターイ

(Thái) などの一部の民族を除いて、多くの少数民族はフランス統治以前に文字文化を持たなかったために、自分たちの習慣や規範に関する文字資料を伝えていない。フランス統治期にフランス人行政官や民族学者による、中部高原の少数民族を中心として慣習法に関する研究があるだけであった [NGO 1997 : 107]。

そこで、「民族法」制定の前段階として、こうしたフランス人による慣習法研究が政府の関心を集めることになった。というわけで、その最初のものとして、1996年中部高原少数民族の1つ、エデの慣習法に関する研究が政府側の出版社からベトナム語で出版された。これが、ゴ・ドック・ティン (Ngô Đức Thịnh) とチュー・タイ・ソン (Chu Thái Sơn) 編集の『エデの慣習法 (Luật Tục Êđê)』 [NGÔ & CHU 1996] である。

エデの慣習法に関しては、1940年にフランス人のサバティエ (Sabatier) がすでに公刊していたが、ゴらの『エデの慣習法 (Luật Tục Êđê)』の序文を見ると、次のようなことに気づく。サバティエがエデ独自の法として見なそうとしたエデの慣習法に対して [ANTOMARCHI et SABATIER 1940 : 25], ゴらは法的規範というより、「民族独自の文化遺産」あるいは「伝統」、「民族文化」として評価しているのである [NGÔ & CHU 1996 : 32]。そこで、このような評価のずれの原因について、3章で、サバティエがエデの慣習法として発見したもの、またそれによって中部高原少数民族の慣習法と呼ばれるようになったものがどのようなものであったかという点から考えたい。

3. フランスによる中部高原統治と慣習法の発見

3-1 中部高原の伝統的な社会的・地理的特性 (20世紀初頭まで)

まず、中部高原という地域の社会・地理的な特徴について説明しておきたい。この章で扱うフランスによる中部高原統治のあり方を理解するために、この地域に関するイメージをつかんでおく必要があると思われるからである。

現在のベトナムの中部から南部にかけての地域の内陸部に、東西200キロ、南北400キロにも及ぶ、平均高度700から800メートルの高原地帯がある。この地域がベトナムの中部高原またはタイ・グエン地方 (Tây Nguyên) と呼ばれる地域であり、現在のベトナムの行政区画では、コンツム省 (Kon Tum), ザライ省 (Gia Lai), ダックラック省 (Đắk Lắk), ラムドン省 (Lâm Đồng) にあたる。

中部高原は、1914年頃に始まるフランスによる中部高原の行政制度の整備化以前には、ベトナム、ラオス、カンボジアのような隣接するいずれの王国にも政治的に統合されていない地域であり (経済的な交流は4世紀以前にさかのぼる [MAITRE 1912 : 434-435]), 現在モン・クメール語系とマラヨポリネシア語系の2つの言語グループの民族として分類されているような約20の少数民族が居住する地域であった。そして彼らの多くは焼き畑農耕を主生業とし、相続

は母系的で、フランス到来以前に村落を越える恒常的な政治組織を形成させていなかったとされる。また、文字による伝達技術も発達させていなかった。

フランスは、タイとの条約(1893)によって、メコン川以東のインドシナ半島の領有が国際的に承認されると、中部高原の軍事制圧に乗り出し、1907年までに中部高原全域をアンナン保護領の中に編入した [NYO 1937: 28-29]。

保護領とは、現地の行政統治機構をそのまま残し、現地行政に対する監督のみフランスが行うことによって、統治を容易にすると同時に、フランスが経済的利潤を獲得するための植民地統治様式である。従って、アンナン保護領においても、原則的に現地の政治組織や法が維持されることになった。しかし、フランスによる侵略以前、ベトナム王朝の統治下にあったアンナンの平野部と異なり、先述したように中部高原には村落をこえる政治組織がなかった。そのうえ制定された法もなかった。このため、フランスは、フランス人行政官が現地の村落の首長を直接掌握し、また、現地の慣習法を正当な法として制定することによって、中部高原社会を統制することにした。こうして、中部高原において、20世紀初頭からフランス人による少数民族の慣習法の研究が始まったのである。

3-2 サバティエによるエデの慣習法の発見(1910年代)

こうした慣習法研究の一つの画期は、サバティエによる中部高原のダーラック地方の統治(1914-1926)である。

サバティエは、中部高原のダーラック地方で軍隊、警察、官僚制という近代的な支配装置の組織機構の整備を行い、交通、通信網の整備を実行し、中部高原の政治組織を政治的、経済的にフランス本国の役に立つように組織し直す土台を築いた人物と考えられる [HICKEY 1982 a: 297-300; SALEMINK 1991: 248-255]。

サバティエがダーラックに赴任した前年の1913年、中部高原社会の文化的特徴を考慮に入れた司法、行政の組織化をフランスは決定した。これによって、中部高原の各地にモイ法廷(tribunal moi)、すなわち慣習法廷(tribunal coutumier)が創設されることになった [GUILLEMINET 1952: 70-73]。モイ法廷(慣習法廷)とは、「伝統的」な衆議の集会に対して、フランス側が公的な権威を与えたものである。そして、後にそこでの裁判における法源として正当性を持つ法の模範を、最初にダーラック地方のエデの衆議において「発見」したのがサバティエであった。

どのように彼が「発見」したか示すために、中部高原における伝統的な衆議のプロセスについて以下に記す。

衆議ではまず、「判事」としての村の長老によって事件のあらましが説明される。次いで、原告の陳述と、被告の陳述が行われ、双方の陳述の不一致について、双方から質問の応酬があった後、物的証拠と、証人による証言が持ち出される。それから、双方の立会人による弁護が

なされる。次いで雑然とした討論となる。この討論は、判事が当事者に質問すると、彼らが立会人や観衆の意見も借りて返答するという形式で行われる。このあと、判事同士で事件をどう裁くかについて宗教的な激論が交わされ、評決が言い渡される。

しかしこれで終わるとは限らない。評決として出された判決を一方が受諾すると、皆、もう一方もそれに納得するように勧めるが、もし納得しない場合は、判事たちはまた評決を繰り返すことになる [LAFONT 1963 : 127-128]。

この衆議のプロセスで、評決の際に判事が独特の韻律詩を朗唱するのをサバティエは目撃した。そこで、この韻律詩をエデの法的手続きにおける法源であるとサバティエは判断し、「慣習法 (Coutume)⁽³⁾」と名付けた。こうしてサバティエによってエデの「慣習法」が発見されたのである。

それから裁判に彼自身が立ち会ってこれを収集した。その現地語による成文化は、現地語表記の考案に平行して1919年頃までには始まっていた [SALEMINK 1991 : 250]。

3-3 フランスによる中部高原少数民族の慣習法編纂 (1923年から1960年代)

サバティエのダーラック地方における統治に対する本国側の評価は高まり、1923年にはアンナン高等弁務官パスキエ (Pasquier) の通達で、サバティエが成文化したエデの「慣習法」が法典として、慣習法廷における裁判での正当性を国家によって付与されることになった。同時にパスキエは、ザライ、セダン、バーナー、ムノンといった中部高原において人口規模の大きい民族集団全てについて「慣習法」を収集し法典化するよう中部高原の行政官や民族学者に指示した [DAM BO1950 : 172 ; GUILLEMINET 1952 : 91]。

こうして、バーナー、セダン、ザライ、スティエン、スレ、マ、ムノンなどエデ以外の間においても同じような「慣習法」が発見された [NER 1942 : 14]。しかし、エデ以外の民族では、評決の際に判事が韻律詩を唄うという習慣がすでに廃れていた。そのため、そうした詩の内容について記憶している人はいても、使われている語彙や言い回しの独特さ、韻律の特殊さなどのためにいわば「正確に」誦することができる人がすでにいなかった [GUILLEMINET 1952 : 128]。そこで、エデ以外の民族では、かつてそれが紛争解決の場で用いられていたときに立ち会ったことがあるという複数の古老や首長の記憶から、条文としての各韻律詩が再構成されることになった。人によって記憶が異なっている場合は、それぞれを比較照合することによって異同が「糺さ」れた [GUILLEMINET 1949 : 128-129 ; LAFONT 1963 : 14]。いわば正典を作り出したのである。

サバティエが編纂したものから、パスキエの通達を受けて中部高原各地で再構成されたものまでは、次のような共通性によってもひとまとまりにして考えることができる。まず、これらがいずれも紛争解決のための集会で仲介者によって朗唱されたものであるとされること、つまり用いられる時、場、用いる人などの共通性である。次に、「条文」とみなされるようになっ

【参考資料 2】

中部高原の「慣習法」研究文献の比較表 作成者：樫永真佐夫

	著者	慣行年	調査、資料収集	条文の有無	条文の数	判例の有無	掲載書誌
ア	アントマルシ&サバティエ	1940	1914-1926	現地語+仏語	236	あり	BEFEO
イ	ジェルベ	1951	1943以前	章毎に内容のみ(仏語)	—	あり	BEFEO
ウ	ギルミネ	1952	1908-1939	条文の内容のみ(仏語)	103	あり	BEFEO
エ	ブールベ	1957	?	現地語+仏語	68	なし	BSEI
オ	ラフォン	1963	1954-1956	現地語+仏語	88	あり	BEFEO
カ	モーリス	1994	1935ごろ	仏語のみ	88	なし	L'Harmattan より出版

BEFEO は, Bulletin de l'Ecole Francaise d'Extreme-Orient (フランス極東学院紀要) の略

BSEI は, Bulletin de la Societe des Etudes Indochinoises (インドシナ研究会紀要) の略

た各詩の持つ独特な韻律と特殊な語彙や言い回しの共通性である。さらにその効果によって生じる詩としての厳粛な雰囲気という共通性である [DAM BO 1950 : 172]。

このような中部高原の「慣習法」研究に関する出版は、フランスがインドシナから撤退した後も⁽⁵⁾続き、1960年代までフランスで出版された。

3-4 仏領期中部高原における法の「非合理性」(1923-1957)

インドシナ戦争期(1946-1954)フランスの支配下にあった中部高原は、終戦後ベトナム共和国(Republic of Vietnam)の領土となった。その後、1957年にゴー・ディン・ジエム(Ngo Dinh Diem)政権によって中部高原の司法改革が行われた。これによってフランス支配の下で現地の制度を重んじたものとして整備された司法制度が、事実上廃止された[LAFONT 1963 : 122 ; HICKEY 1982b : 46]。この司法改革までの30年余りが、中部高原においてフランスによって成文化された慣習法を法源として正当性を持っていた時代であった。

しかし、こうした慣習法は、近代法の形式合理性という理念に照らしてみると、近代国家フランスが持つ制定法として内容的に非合理であるばかりでなく、それに準拠して行うべき法的手続きも合理的とはいいがたいものであったといわざるを得ない。つまり、こうした慣習法は、目的達成(判決)のために計算的に設定された手段としての法ではなかったし、職務の執行は個人的な感情や判断も大きく関わり、そのための普遍的な基準が準備されているわけではなかった[タンバイア 1996 : 243-244]。

中部高原の少数民族の慣習法の内容としての非合理性とは、もう少し具体的に述べると次のようなことである。

1つは、「条文」としての詩は比喩的であり、内容の要点がわかりにくいものが多いことである。しかも、刑罰の規程も明確でない。つまり体系だってなく、判事が誰であっても判決を論理的に予測できる性質の法ではないという理念からは遠いのである。ラフォン編纂のザライの慣習法から任意の1例を挙げる(フランス語訳をさらに日本語に訳した)。

第1条 不法行為*

知らせる者*

彼はすぐに鎚を並べ、鉄床をおく。

彼は目にすることを率直に口にする^[注1*]。

誰にも見つからなかったが、盗みを働いたのだ（すぐに正体がばれる*）。

知らせない者*

彼の穀倉はいっぱいだが、彼は腐った果物をそこに放り込んでいる^[注2*]。

彼の家は美しいが、中にあるのはかびの生えた果物だ^[注3*]。

彼は井戸を掘ると、水でびしゃびしゃになる^[注4*]。

こんなことをしたらたいへんである。

^[注1*] 違反を目撃したら、すぐに老人（鎚）か村の首長（鉄床）に知らせなくてはならない。

^[注2*] （よい種に毒麦をまぜることによって）彼は収穫を台無しにした。

^[注3*] 彼は家族に不和をもたらす。

^[注4*] 彼の行為はやはりばれている。

[LAFONT 1963 : 21]

上記の例は、フランス人が編纂した中部高原少数民族の慣習法の条文として、内容的、形式的に特殊なものではない。上記の条文の*印の箇所は、フランス語で記述された訳者ラフォンによる補足である。*印の箇所を除くと、一層判決を予測することが困難となる。フランス人に編纂された慣習法の法典とは、このような形式的に「非合理」な条文が数十から数百掲載されているのである。

次に近代法としての非合理性の2つめとしては、条文のなかには、精霊に対する供犠が規定されているものも多く、法と宗教の分離が成し遂げられていない点もある。

ラフォン編纂のザライの慣習法とサパティエ編纂のエデの慣習法について述べるならば、ザライの場合、88の条文のうち、供犠についての記述があるもの1つ、エデのものでは、236の条文のうち16である。その多くは、条文の最後に、どれくらいの価値の動物を供犠として捧げるべきかについても言及されている。たとえば「窃盗の犯人を見つけるためには、豚1頭か鶏1羽を供えれば、犯人がそれと同等の価値のものを返すことになろう。」[ANTOMARCHI et SABATIER 1940 : 29] といった具合である。

同じく政教分離ということでは、たとえばラフォン編纂のザライの慣習法には、水や鉛による神権裁判についても規定されている [LAFONT 1963 : 68]。水による神権裁判とは、容疑者に熱湯に手を付けさせたり、容疑者の体を拘束して沼の底を這わせて犯人を捜すものであり、鉛によるものは、掌の中央に熱い鉛をおく犯人の探し方である。報告によると、こうした神権裁判は姦通や妖術の嫌疑に対する犯人探し的手段として現在でも行われている [LÊ

1996: 9]。このことも近代法の見地から見て、仏領期中部高原における法及び法的手続きは非合理的なままであったことを示すものと筆者は考える。

3-5 仏領期中部高原の法の非合理性の理由

上述のように、仏領期中部高原では「慣習法」が編纂されて、それに公的な価値が付与されたが、近代法と呼ぶには非合理的なものであった。しかもこれが中部高原において法源としての正当性を持っていた30年余りもの間、最初に編纂されて以来条文の内容の合理化は行われなかったのである。

この理由の一つは、「口頭→文字」という人類史における一見「普遍的」な現象と関わるものである。

「口頭→文字」という過程、すなわち文字文化の普及過程は一般に、「文字体系の確立」→「文書の増大」→「識字者の増大」という筋道を辿ってきた。文字文化の長い伝統を持つといわれる西ヨーロッパにおいても、比較的大量の文書が普及するようになったのは、製紙技術が根付き、印刷術が開発された15世紀以降であり、識字技能の普及となるとさらに遅れて19世紀のことであった[中村 1997: 154-155]。一方で、法による支配である近代官僚制とは、文字を不可欠の要素とする制度である。近代官僚制は、職務執行のために専門教育を受けた「官僚」が、制定規則に従って「文書」を介して職務を執行し、またそのために文書装置や物財装置としての「役所」を形成することによって成立する一元的な支配機構だからである[ウェーバー 1988: 252-254]。そこで近代官僚制が確立するまでに、西ヨーロッパは印刷革命を経て、「文書の増大」が進行する必要があった。

このような近代的な政治機構確立の条件からすると、ベトナム中部高原においても、政治組織が官僚制化され、法や法的手続きが合理化されるためには、「文字体系の確立」→「文書の増大」→「識字者の増大」の3段階のある程度の進行は前提であった。西ヨーロッパの場合、その進展には印刷技術の発明と普及および教育による識字層の拡大が大きく関わっていた。しかし、仏領期中部高原においては、慣習法の編纂のために現地語の文字体系が20世紀以降考案され、1920年代でも現地語の文字教育のために成文化された慣習法典しか教科書がないという状況であった。現地語の「文字体系の確立」→「文書の増大」への移行は十分ではなかったのである。

また仏領期の就学状況などからすると、識字率は極めて低かった。数値でいえば、中部高原5省の人口の総数約44万人に対し、現地住民の就学者の総数が1949年で3522人であり[GAYET 1949: 81], 1949年当時で人口の約0.8パーセントが就学しているにすぎなかった。

就学率の低さの理由としては、いわば「監禁された身体の訓育」を図る近代的な学校制度に対する現地の人々の反発[SION 1949: 67; HICKEY 1988: 186], 識字技能を生かす就職可能性の低さ[DOURNES 1949: 110-111]といったことが考えられるが、いずれにしろ1940年代後

半でも「文書の増大」→「識字者の増大」への移行はうまく成し遂げられていなかったのである。

さらに、就学率は低いとはいえ教育の対象となったのは児童であり、判事を任されるほどの老人の中に、フランス語や現地語の読み書きができるほどの教育を受けた者はほとんどいなかった。そのため、制定法主義をとるフランスの支配下にあった中部高原において、制定された法に基づいて裁判を行うという意味での法的手続きの近代化は見られなかった。つまり、「慣習法」は「口頭→文字」と変化したが、法的手続きの「口頭→文字」という変化は非常に緩慢であった。従って、識字技能を前提とした法の合理化という作業段階に至らなかったのである。

仏領期に中部高原の法典が合理化されなかったもう一つの理由は、フランス人によって「慣習法」と名付けられたものが、慣習的な実践行為から経験的に抽出され、コード化された規範というよりは口頭伝承の一種であったことに求められる。

ギユミネによると、こうした「慣習法」に関する知識が村の中での権威や住民の信頼の獲得と結びついていたという [GUILLEMINET 1952:128]。しかし、それは、どの詩の条文も長く、語彙が難解で、リズムも複雑であったことと関連して、その内容は知っていても朗唱できない人が多かったからである。つまり、評決の際の韻律詩についての知識が威信の獲得に結びついたというのは、伝承者としての資質がその威信を増大させたことを意味する。韻律詩そのものが慣習的な規範を表現しているというより、むしろそれをめぐる解釈や判事らによる雄弁の中にあった。しかも、こうした詩を衆議において誦する慣習は、1910年代においてすらすらで中部高原の多くの地域で、現地の人にも「かつての習慣」として考えられつつあったのである [ANTOMARCHI et SABATIER 1940:9]。

この章で、フランス人が編纂した中部高原の慣習法が合理化があまり進まなかった理由について、筆者は明らかにしてきた。先述したように、現在のベトナム人研究者が、フランス人が編纂した中部高原少数民族の慣習法を、民族文化や伝統として評価しても、民族法の制定にそのまま役に立つ法的規範であるとはそれほど考えていない理由もここに現れていると筆者は考える。一言でいうと、フランスが慣習法と呼んで編纂したものは、現在「民族法」として取り込むには内容的に非合理的な面が多く、しかも、規範の集成という以上に口頭伝承としての側面が強いものであった。

4. まとめ：「民族法」制定に向けて

ベトナム政府は、ドイモイの中で少数民族政策を転換して、文化多元主義を容認する方向を取った。その中で、自分たちの法による裁判を受ける権利を認めるための「民族法」の制定作業が開始された。

この「民族法」制定作業は、中部高原の少数民族に関して、まず仏領期に行われた慣習法研究の再評価から始まった。しかし、上に述べたように、仏領期に法典化されたこれらの慣習法は、民族文化としては評価されたが、ベトナムの研究者にとって「民族法」制定に貢献するものという印象を強く与えるものではなかった。そしてその原因は、仏領期に中部高原において法典化されたものの性質に基づいていた。ここまでのところで述べてきたのはこのことである。

一方、タイの「民族法」制定に関しても、伝統的なタイ文字表記の「慣習」に関する文書 (hit con ban Muong) が関心を集めているが [NGO 1997: 107]、この文字を読める人が非常に少なく、主にフランスに保管されているこうした類の文書の解読と整理作業も1998年に始まったばかりである (タイ文書整理中のベトナム民族学博物館カム・チョン (Căm Trọng) 教授による教示)。

こうした状況を見ると、「民族法」制定作業は最初の段階から難航し、やや暗礁に乗り上げている感がある。しかし、現在のベトナムでは、教育、土地利用、経済投資などに関して少数民族の優遇政策が展開されつつあり、少数民族の「先祖の土地の返還」の要求を優先して、キンが立ち退きを迫られるといった事例もある [伊藤 1997: 55]。このことを、先住民運動の観点から見ると、先住者と外来者の区別をすることが困難な大陸アジアにおける先住権の擁護問題を考えるうえで重要なことであろう。なぜなら、先住民運動が成果を上げているのは主にイギリスの旧植民地においてであるというのが、世界の先住民運動の趨勢だからである [スチュアート 1997: 243]。このうえさらに「民族法」が制定されるということになれば、ベトナム、あるいは旧大陸における先住権確立の法的措置の展開として意義を持つ。従って、難航するベトナムの「民族法」制定案の行く末について、筆者はもう少し見守りたい。

後記

本稿は東京大学総合文化研究科に提出した1996年度修士論文の一部に加筆修正したものです。執筆に当たっては、末成道男教授 (元東京大学, 現東洋大学), 古田元夫教授 (東京大学), 中村雄祐助教授 (東京大学), スチュアートヘンリ教授 (昭和女子大学), ゴ・ドック・ティン教授 (ベトナム民間文化研究所), カム・チョン教授 (ベトナム民族学博物館) に貴重なコメントをいただきました。この場を借りて、お礼を申し上げます。なお本稿は、日本学術振興会特別研究員としての研究の一環で執筆したものです。

注

- (1) 現在のベトナム国土には、ベトナム政府による公定民族が54居住している。ここでいう「民族」とは、(1)言語的特徴 (đặc điểm ngôn ngữ), (2)生活・文化的特徴 (đặc điểm sinh hoạt-văn hóa), (3)民族アイデンティティー (ý thức tự giác dân tộc) という3つの指標によって定義されるものである。さらに、54という民族数は1978年12月31日に公定された数字である [Tập chí Dân tộc học 1980(1)の付録, p.79より]。キン (ベト) が総人口の9割近くを占め、それ以外の53民族を少数民族と呼ぶ。
- (2) 先住民運動は、1980年代から特に隆盛を見せ、国連は1993年を「国際先住民年」として、政治、経済、社会、精神、文化に関する先住民の権利に関する宣言を行った。しかし、先住民の定義に関

する国際的な合意はまだない。「新大陸」やオーストラリア、ニュージーランドの先住民に限定すると、先住民概念は、(1)古来ある土地に住んできたこと、(2)現在その土地において異民族の支配下であって、独自の生活様式などを自由に享受できない状況にあること、(3)自ら先住民と名乗る、あるいは国連や支援団体によって先住民とされていること、という3つの条件によって規定することができる。しかし、アジア、アフリカ、ヨーロッパにおいては、別の定義が必要である。なぜなら、アジア、アフリカ、ヨーロッパでは、マジョリティー社会の構成員も先住民とともに「先住者」であるからである [スチュアート 1997: 235]。

- (3) ベトナムの郷約は、古いものは15世紀にまで遡り、村の治安、醇風美俗や生産の維持、公田の分給の規定、祭礼・儀礼のやり方、冠婚葬祭など村落生活の諸側面を規定するものである [宮沢 1996: 13; Ngo 1997: 107-108]。1910年代後半からは、フランス支配の道具としての「改良郷約」が、植民地政府の指導のもとで、クオック・グー (ローマ字表記のベトナム語) あるいは漢字で多く書かれるようになった [鳴尾 1993: 112-113]。また、古田は、近年の郷約復活に関する政府の意図を次のように述べている。市場メカニズムを伴う混合経済体制への移行、合作社から個々の農家へという農業経営の基本単位の移行に伴って、貧富差の拡大、教育・医療など公共事業の水準低下、治安悪化や党員・幹部の腐敗といった、村落社会の「無秩序化」をベトナム政府側は警戒し始めた。従って近年の急激な村落社会の変化の中で、民族文化に深く根を下ろしていると考えられる郷約が村落社会の「秩序再建」の核心になりうると政府は考えたのである [古田1996: 162-163]。
- (4) フランス語で「慣習法 (coutume, droit coutumier)」というと、12世紀頃から地方、身分、職業などの違いによって成立していた慣習的な規範を限定して指すことがある。これらの多くは不文律であったが、13世紀になると、法学者か法実務家が個人の資格で編纂するようになった。これは、公的な性格のものではなく、裁判官に対して何の拘束力も持たなかったが、慣習法の明確化、固定化には重要な貢献をなした。またこの慣習法比較研究が、フランス法統一の素地を作った [野田 1954: 164-171]。中部高原の話に戻すと、アントマルシ [ANTOMARCHI et SABATIER 1940] やラフォン [LAFONT 1963] は、coutumier を中部高原の「慣習法」の意味で使い、ギユミネ [GUILLEMINET 1952] は coutume juridique をその意味で用いている。
- (5) その中で主なものとしてたとえば次のような著作がある。

Antomarchi et Sabatier

1940 *Recueil des Coutumes Rhadées du Darlac*. Paris: Ecole Francais d'Extreme-Orient

Gerber, Théophile

1951 Coutumier Stiang, *Bulletin de l'Ecole Francaise d'Extreme-Orient* 45. fasc. 1: 227-269

Guilleminet, Paul

1952 Coutumier de la Tribu Banar des Sedang et des Jarai-de la Province de Kontum, Paris: Ecole Francais D'Extreme-Orient

Boulbet, J.

1957 Quelques Aspects du Coutumier (N'dri) des Cau Maa, *Bulletin de la Société des Études Indochinoises* 32-7

Lafont, Pierre Bernard

1963 *To'lo'i Djuat-Coutumier de la tribu Jarai*, Paris: Ecole Francais d'Extreme-Orient

Maurice, Albert-Marie

1994, *Les Mnong des Hauts Plateaux (Centre-Vietnam): Vie Sociale et Coutumiere*, Paris: L'Harmattan.

参 考 文 献

- 鮎京正訓, 1989, 「ベトナム法」社会主義法研究会編『社会主義法研究年報9, アジアの社会主義法』法律文化社, 66-90頁。
- ANTOMARCHI et SABATIER. 1940. *Recueil des Coutumes Rhadées du Darlac*. Paris: Ecole Francais D'Extreme-Orient.

- DAM BO. 1950. *Les Populations Montagnardes du sud-Indochinois (numéro spécial de France-Asie)*. *France-Asie* 49-50.
- DOURNES, Jacques. 1949. Perspectives sur le Problem de l' Enseignement des Populations Montagnards de l'Indochine Centrale, *Education* 16: 103-118
- GAYET, G. 1949. Évolution Récente des Populations Montagnards du Sud Indochinois, *Education* 16 : 67-82.
- GUILLEMINET, Paul. 1949. Coutumes Juridiques Contemporaines du Pays des Bahnars et de Leurs Voisins, *Educaton* 16: 127-147.
- _____. 1952. *Coutumier de la Tribu Banar des Sedang et des Jarai-de la Province de Kontum*, Paris: Ecole Francais D'Extreme-Orient.
- HICKEY, Gerald Cannon. 1982a. *Sons of the Mountains-Ethnohistory of the Vietnamese Central Highland to 1954*, New Haven: Yale University Press.
- _____. 1982b. *Free in the Forest: Ethnohistory of the Vietnamese Central Highlands 1954-1976*, New Haven: Yale University press.
- _____. 1988. *Kingdom in the Morning Mist: Mayrena in the highland of Vietnam*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- 古田元夫. 1996. 『ベトナムの現在』講談社現代新書
- 伊藤正子. 1994. 『ドイモイ (刷新政策) 下の少数民族—ベトナム山間部少数民族への政策を中心に』(東京大学大学院総合文化研究科提出論文)
- _____. 1997. 「ドイモイ下のベトナムの少数民族—山間部少数民族を中心に」『アジア経済』38巻3号, 39-55頁。
- LAFONT, Pierre Bernard. 1963. *To'lo'i Djuat-Coutumier de la tribu Jarai*, Paris: Ecole Francais D'Extreme-Orient
- LÊ Minh Hũng. 1996. Luât & lệ ở Tây Nguyên, *Sông Gian Phong Thù' Bày*, 19 October 1996: 9.
- MAITRE, Henri. 1912. *Les Jungles Moï* Paris: Emile Larose Libraire Éditeur.
- 宮沢千尋. 1996. 「ベトナム北部・北中部村落の伝統構造とその変化」末成道男編『人類学からみたベトナム社会の基礎的研究—社会構造と社会変動の理論的検討』朋文社, 12-29頁。
- 中村雄祐. 1997. 「文字という文化」青木保他編『岩波講座文化人類学10 神話とメディア』岩波書店, 149-182頁。
- NER, M. 1942. Les Coutumiers Moï, *Cahiers de l'Ecole Francaise d'Extreme-Orient* 30-1: 14-15
- NGO Duc Thinh, 1997. Vietnamese Village : Tradition and Renovation, 末成道男編『東アジアの現在—人類学的研究の試み』風響社, 87-115頁。
- NGO Đức Thịnh & CHU Thái Sơn. 1996. *Luật Tục Êđê (Tạp Quán Pháp)*. Hà Nội: Nhà Xuất Ban Chính Trị Quốc Gia.
- 野田良之. 1954. 『フランス法概論 上巻(1)』有斐閣
- NYO. 1937. La Pénétration Française dans les Pays Moï, *Bulletin de la Société des Études Indochinoises* 12(2): 45-67.
- SALEMINK, Oscar. 1991. Moï and Maquis: The Invention and Appropriation of Vietnam's Montagnards from Sabatier to the CIA, in George W. Stocking Jr. (ed.), *Colonial Situations: Essays on the Contextualization of Ethnographic Knowledge*, Wisconsin: Wisconsin University Press, pp243-284.
- SCHWARTZ, Adam. 1995. Nation Builders: Assembly Lays Foundation for Rule of Law, *Far Eastern Economic Review* 158(46), 16 November 1995: 22.
- 嶋尾 稔. 1993. 「植民地期北部ベトナム村落における秩序再編について—郷約研究の一事例の検討」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』26, 111-153頁。
- SION, Jean. 1949. Quelques Reflexions sur les Montagnards, *Education* 16: 65-68.
- スチュアート ヘンリ. 1997. 「先住民運動—その歴史, 展開, 現状と展望」青木保他編『岩波講座文

化人類学6 紛争と運動』岩波書店, 229-255頁。

タンバイア, スタンレー・J. 1996. 『呪術・科学・宗教—人類学における「普遍」と「相対」』(多和田裕司訳) 思文閣。(Stanley Jeyaraja Tambiah, 1990, Magic, Science, Religion, and the Scope of Rationality, Cambridge: Cambridge University Press)

Tạp chí Dân tộc học số 1980(1): 78-83の付録. 1980. Danh Mục Các Thành Phần dân Tộc Việt Nam, *Tạp chí Dân tộc học* số 1980(1): 78-83.

ウェーバー, マックス. 1988. 「支配の社会学」(世良晃志郎訳) マックス・ウェーバー著『ウェーバー(新装版) 政治・社会学論集』(阿部行蔵他訳) 河出書房新社, 237-301頁。(Max Weber, 1921-56, *Wirtschaft und Gesellschaft*.)

(かしながまさお: 〒111-0021 台東区日本提2-15-5)